

石川県成長戦略(仮称)動画制作業務委託に係る 企画提案書作成要領

以下のポイントを踏まえて提案すること。

<石川県成長戦略(仮称)の動画制作におけるポイント>

①新たな県政の羅針盤としての役割やその内容を分かりやすく効果的に伝えること

複雑な内容かつ情報量が膨大である石川県成長戦略(仮称)について、簡潔に理解しやすく伝えることができるよう、明瞭でまとまりのある構成やデザイン等を検討すること。

②石川県の目指す姿のイメージを描くことで将来への期待が増すようにするなど、 県民、企業などの挑戦を後押しするような工夫をすること

「石川県の目指す姿」を視覚的に訴えかけるようなイメージ図を描くなど、将来の石川への期待が増し、ワクワクするような未来をイメージできるような工夫がされていること。

③県民が県政を身近に感じ、主体的に参加したくなるような工夫をすること

石川県成長戦略(仮称)が「自分の生活に関係する身近なもの」と県民の皆様に認識していただけるよう、躍動感のある描写を盛り込むなど、県民自らが県政に参加しているイメージを想起させるような工夫がされていること。

④世代や性別等を問わず、すべての県民に訴えかける内容とすること

若年者から高齢者まであらゆる世代や性別等を問わず、すべての県民に訴えかけられる工夫がされていること。

1. 企画提案書について

企画提案書の作成にあたっては、以下(1)～(8)のほか、別紙「仕様書」を熟読すること。

- (1) 1社1提案とすること。
- (2) 様式は、任意様式とし、絵コンテ等での資料を8部とPDFデータの両方を納品すること。なお、デモ映像を制作し、提出してもよい。より作品の魅力が伝わる方法で提案すること。
- (3) 文章を補完するための写真、イラストなどの使用は可とする。
- (4) 企画提案書は、散逸しないように1部ごとにまとめて提出すること。
- (5) 表紙に「石川県成長戦略(仮称)動画制作業務委託」と記載し、目次・ページ番号を付けること。
- (6) 正本は余白に事業者名を記載、副本には記載しないこと

- (7) 企画提案書の内容については、他からの無断転用を禁止する
- (8) 企画提案書は、業務の成果品の一部の作成を求めるものではない。具体的な業務内容については、契約後、仕様書に基づき業務を履行すること。

2. 提案内容について

- (1) 企画提案の企画意図
- (2) 「石川県成長戦略(仮称)の動画制作におけるポイント」を踏まえた工夫・提案
- (3) 動画の構成の狙いや考え方
- (4) 業務実施体制(スタッフ名簿(担当・連携するデザイナーやカメラマンのこれまでの実績等)、役割(管理者・主担当者・補助等))
- (5) 制作工程案
- (6) 類似業務実績(過去5年程度の類似業務受注実績についての概要)